

令和4年度船橋市食品衛生法等に基づく夏期一斉監視指導実施要領

I 目的

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第22条の規定に基づく「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」（平成15年厚生労働省告示第301号）第3の6に基づき、飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止を図り、及び食品等の表示の信頼性を確保することを目的とする。

II 実施期間

令和4年7月15日（金）から令和4年8月15日（月）まで

III 実施方法

- 1 「令和4年度食品、添加物等の夏期一斉取締りの実施について」（令和4年5月20日生食発0520第5号）及び「令和4年度食品衛生法等の規定に基づく食品等の表示に係る夏期一斉取締りの実施について」（令和4年6月2日消表対第731号）に基づき実施する。

- 2 施設等に対する立入検査について

次の（１）、（２）に掲げる施設等につき、実施期間中、特に積極的に立入検査を実施し、食品衛生法施行規則、施設基準、製造基準、保存基準、表示基準等の違反の発見及び排除に努めるとともに、食品等の製造及び加工、運搬、保管等における衛生的な取扱いについても指導する。

- （１）食中毒の原因施設となる頻度が高い施設

- ①生食用又は加熱不十分な食肉を提供している施設

食中毒予防のため、関係事業者に対して、食肉を生食用として販売しないこと（規格基準に沿って加工された食肉を除く。）及び飲食店においては、いわゆる生ハンバーグ等のように生又は加熱不十分な状態の挽肉調製品を消費者に提供しないことについて指導を徹底する。また、加熱用食肉等が生食又は加熱不十分で提供されることのないよう、事業者に対する監視指導を徹底する。

- ②鶏肉を飲食店営業者に販売する施設（食鳥処理業者、卸売業者等）

「カンピロバクター食中毒対策の推進について」（平成29年3月31日付け生食監発0331第3号・消食表第193号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課長・消費者庁食品表示企画課長連盟通知）に基づき、食鳥処理業者、卸売業者等に対して、飲食店営業者が鶏肉を消費者に調理・提供する際には十分な加熱が必要である旨の情報伝達を販売の際に行うよう指導する。

③野生鳥獣肉（ジビエ）の取扱施設

野生鳥獣の肉（ジビエ）を使用し製造・調理・販売する場合、食肉処理業の許可を取得した施設において解体が行われたものを仕入れなければならない。このため、事業者に対し、許可施設において解体された野生鳥獣の肉であることを受入時に確認することに加え、その記録の作成、保存の実施を指導する。

（２）過去の監視において問題のあった施設及び食中毒の原因となった施設

３ 収去検査の実施上の注意

- （１）食品等の収去到際は、ロットを代表するものを収去するよう考慮し、検査を行うための必要最小限の量を製造者、販売者等の立会いのもとで収去すること。
- （２）試験法が告示、通知等で示されている場合には、当該試験法による検査を行う。なお、特に試験法が示されていない場合には、「食品衛生検査指針」（公益社団法人日本食品衛生協会）によって検査を行うこと。
- （３）違反発見時に、同一食品の検査強化等の措置をとることができるよう、収去時に食品の生産地、生産者や段ボール等に記載されたマーク、製造日、記号番号、生産農場番号、ロット番号等の必要な情報を記録すること。
- （４）収去品等について食品の表示を点検し、食品表示基準（平成２７年内閣府令第１０号）（食品表示法第６条第８項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（平成２７年内閣府令第１１号）第７条第１項に定める事項に係るものに限る。）及び食品衛生法第２０条に規定する虚偽の又は誇大な表示又は広告の禁止の違反の発見及び排除に努める。

Ⅳ 処分等

立入検査及び収去検査等の結果、食品衛生法等に違反する事実が認められた場合には、遅滞なく処分を行うとともに、必要な措置を講ずる。また、違反事業者等の改善措置状況の確認及び記録を適切に行う。

Ⅴ 食中毒防止に係る事業者への情報提供及び消費者への注意喚起

- １ 食中毒に対する注意を広く呼びかけるため、船橋市食中毒警報等発令要領に基づき、食中毒警報を発令する。
- ２ 食中毒の防止と食品の衛生管理の向上を図るため、模擬店の開設者に対して必要な指導を行う。

- 3 食品等事業者及び市民に対し、食品衛生に関する正しい知識の普及啓発を行うことを目的とし、食中毒予防パレードを実施する。
- 4 食品衛生及び食品表示に関する正しい知識の普及啓発を図る観点から、厚生労働省及び消費者庁ホームページに掲載されている内容等を参考に、情報提供を積極的に行う。